

令和4年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月27日(月)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場 第1会議室

3 出席委員

1番	野谷	和雄	7番	露木	聖一
2番	原	恵子	8番	関山	節夫
3番	秋山	啓治	9番	水島	寿徳
4番	中村	隆一	10番	野谷	茂
5番	橘川	直泰	11番	原	淳利
6番	倉持	純子	12番	井上	宗士

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	小宮	正嗣
副主幹	山口	尚人
主事	木本	盛之

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

10番	野谷	茂	11番	原	淳利
-----	----	---	-----	---	----

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について

9 議案

第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

会議の状況

【議長】

それでは、皆さんおはようございます。明日から春の陽気になるということで、畑仕事が忙しくなるかと思いますが、農業事故のないようにお願いします。また、ここ数年来の異常気象によって農業収入が減ってしまうこともあろうかと思いますが、そのような場合の保険として農業共済があります。先日出席した常設審議会で各農業委員会に農業共済の説明に回りたいという話がありましたので、説明会の際はご出席のほどよろしくをお願いします。

令和4年度第11回の総会を開催したいと思います。出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより日程第1の農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、10番野谷茂委員、11番原淳利委員にお願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いいたします。

【事務局】

— 報告事項（1）朗読 —

それでは説明いたします。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、一色の二宮高校前バス停の西に位置する市街化区域の土地となっております。

当該農地につきましては、既に宅地となっておりますが、昨年6月に現在の土地の所有者が当該農地を相続で取得した際に、農地の転用手続きがなされていないことが発覚し、今回、転用の届出が提出されました。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

— 報告事項（2）朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、松根の松根台公園の北東に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

— 報告事項（3）朗読 —

それでは説明いたします。

本件は、令和4年9月1日から令和5年8月31日までを期間として、農業経営基盤強化促進法に基づく相対での利用権を設定していましたが、先月の総会でご審議いただきま

した通り、農業公社を間にいれた貸し借りへと切り替えることとなったため、「農地法第18条第6項の規定による通知書」が提出されました。

【議長】

報告事項であることから委員皆様のご了承をお願いいたします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第16号朗読 —

【議長】

続きまして、地元委員の現地確認報告をお願いします。原恵子委員、お願いします。

【委員】

2月15日に借受予定者立ち合いのもと、二宮地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。対象農地の場所は、二宮の前谷津に位置する調整区域の農地2筆で、面積の合計は1,110㎡です。借受予定者から営農計画などについて聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

す。現地確認の際に10名近くが集まったのですが、当該地に隣接する住居にお住まいの方が、大人数が来たということで心配になって出てこられました。今後も、民家に近接する農地の現地確認を行う際は、一声かけるなどの対応が必要かと思われま

す。

【議長】

お疲れさまでした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

それでは議案第16号について、補足説明いたします。

No.1及び2については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した貸し借りとなっており、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定を一括で審議するものです。

議案第16号関係資料をご覧ください。No.1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付ける案件となっており、1ページから7ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。

No.2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付ける案件となっており、8ページから12ページに一括方式による集積計画、13ページに地域の役割分担についての確約書、公図の写しは14ページ、位置図は15ページに添付しております。

利用目的は、果樹及び露地野菜となっております。

借受予定者が町内で耕作する農地については、適切に耕作されていることが確認できております。借受予定者から聞き取った営農計画によると、当該農地は現在遊休化しているため、まずは遊休化を解消し、既に植わっている果樹から収穫ができる状態に戻すことを優先するとのことです。

農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。また、法人が農地の賃借をする際の要件としては、一般要件のほかに賃借契約に解除条件が付されていること、地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと、1人以上の法人役員等が農業に常時従事することが農業経営基盤促進法で定められております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

先ほど現地確認報告の中でも話がありましたが、この場所は市街化区域に隣接する農地で、借受予定者はそれなりの人数で作業を行うと思います。地域の方々に作業内容などが事前に伝わっていれば良いのですが、トラブルにならないか少し心配です。借受予定者はこれまで調整区域の農地を耕作してきましたが、今回は市街化区域に隣接する農地で、道は細く、周囲は昔から住んでいる方々ばかりです。借受予定者に指導・助言が必要ではないかと思います。

【事務局】

隣接する民家にお住まいの方は、今後の作業予定等が決まったら事前に教えて欲しいとのことでしたので、借受予定者には必要な調整をするように伝えております。

【議長】

これよりお諮りします。議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手 —

全員挙手でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時47分閉会